

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和三年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則（昭和六十一年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。）第二十五条の四第二項及び第十七項の規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請手続)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画、同項第二号に掲げる防災街区整備地区計画又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある場合には、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定による条例の写し</p> <p>九 (略)</p> <p>(地区外転出事情認定の申請手続)</p> <p>第三条 政令第二十五条の四第十七項の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産を譲渡した個人又はその者と同居を常況とする者の年齢又は身体上の障害を証する書類を添えて、別記様式第二号による地区外転出事</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。）第二十五条の四第二項及び第十六項の規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請手続)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画、同項第二号に掲げる防災街区整備地区計画又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある場合には、同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定による条例の写し</p> <p>九 (略)</p> <p>(地区外転出事情認定の申請手続)</p> <p>第三条 政令第二十五条の四第十六項の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産を譲渡した個人又はその者と同居を常況とする者の年齢又は身体上の障害を証する書類を添えて、別記様式第二号による地区外転出事</p>

情報認定申請書を知事に提出しなければならない。
い。

情報認定申請書を知事に提出しなければならない。
い。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後

改正前

別記様式第1号 (第2条関係)
特定民間再開発事業認定申請書

別記様式第1号 (第2条関係)
特定民間再開発事業認定申請書

(略)		(略)
_____年 月 日 広島県知事 様 申請者 住所 氏名		
(略)		
事業 の 概 要	中高層耐火 建築物の概 要	1—9 (略) 10 確認済証の交付年月日及び番号 _____年 月 日第 号
	(略)	(略)
(略)		

(略)		(略)
平成 _____年 月 日 広島県知事 様 申請者 住所 氏名		
(略)		
事業 の 概 要	中高層耐火 建築物の概 要	1—9 (略) 10 確認済証の交付年月日及び番号 平成 _____年 月 日第 号
	(略)	(略)
(略)		

注 (略)

注 (略)

様式第2号 (第3条関係)

地区外転出事情認定申請書

租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定により、地区外転出事情の認定を申請します。 年 月 日 広島県知事 様 申請者(地区外転出者)住所 氏名 (建築主)住所 氏名		(略)
特定民間 再開発事 業の概要	1—4 (略) 5 中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号 年 月 日第 号	
(略)		

注 (略)

様式第2号 (第3条関係)

地区外転出事情認定申請書

租税特別措置法施行令第25条の4第16項の規定により、地区外転出事情の認定を申請します。 平成 年 月 日 広島県知事 様 申請者(地区外転出者)住所 氏名 (建築主)住所 氏名		(略)
特定民間 再開発事 業の概要	1—4 (略) 5 中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号 平成 年 月 日第 号	
(略)		

注 (略)

様式第3号 (第6条関係)

特定民間再開発事業認定済証

第 号
年 月 日

広島県知事 氏 名 印

(略)

1 認定番号 年 月 日第 号
2・3 (略)
4 中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号
年 月 日第 号
5 (略)

注 (略)

様式第3号 (第6条関係)

特定民間再開発事業認定済証

第 号
平成 年 月 日

広島県知事 氏 名 印

(略)

1 認定番号 平成 年 月 日第 号
2・3 (略)
4 中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号
平成 年 月 日第 号
5 (略)

注 (略)

様式第4号 (第6条関係)

地区外転出事情認定済証

第 号
年 月 日

広島県知事 氏 名 印

下記の者は、租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定により、地区外転出事情があるものとして認定したことを証明します。

1 認定番号 年 月 日第 号
2・3 (略)
4 特定民間再開発事業の認定番号 年 月 日第 号
5 中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号 年 月 日第 号
6 (略)

注 (略)

様式第4号 (第6条関係)

地区外転出事情認定済証

第 号
平成 年 月 日

広島県知事 氏 名 印

下記の者は、租税特別措置法施行令第25条の4第16項の規定により、地区外転出事情があるものとして認定したことを証明します。

1 認定番号 平成 年 月 日第 号
2・3 (略)
4 特定民間再開発事業の認定番号 平成 年 月 日第 号
5 中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号 平成 年 月 日第 号
6 (略)

注 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。